

令和元年9月5日

各地域包括支援センター
各訪問介護サービス事業者
各通所介護サービス事業者
各居宅介護支援事業者 様

伊勢市 介護保険課長

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価等の改正について

平素は、伊勢市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、伊勢市で定めています。

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価について、国より示された介護報酬改定を踏まえた総合事業のサービス単価に準じて、別添のとおり、令和元年10月1日から改正しますので、お知らせします。

なお、サービスコード表及び単位数マスターデータについては、国保連との調整が済み次第、別途案内させていただきます、ホームページへ掲載します。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

【改正の概要】

○訪問介護相当サービス、くらし応援サービス、通所介護相当サービス、生きがいデイサービス、介護予防ケアマネジメントのサービス単価を改正します。

なお、基本的な報酬体系（回数単価、包括報酬単価）に、変更はありません。

○介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合の減算が終了したため削除しています。

○介護報酬改定で新たに設定された介護職員等特定処遇改善加算を追加しています。

※別添の赤字部分が改正部分になります。

伊勢市健康福祉部

介護保険課介護給付係

電話 0596-21-5560

ファクス 0596-20-8555